

第6章

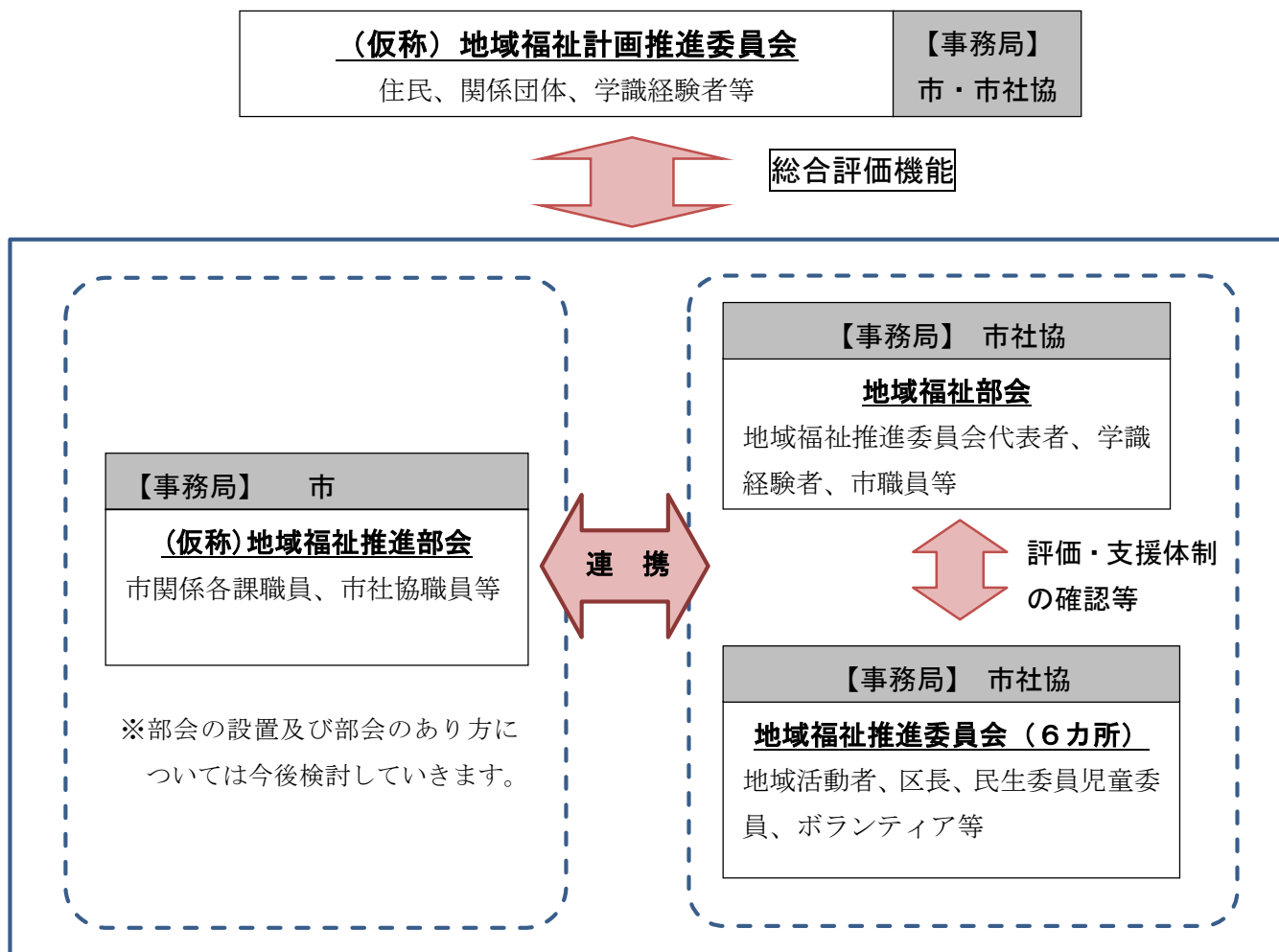
地域福祉の推進体制

1 計画の推進体制と進行管理

本計画は、住民、企業・事業所、市、市社協などが連携・協働し着実に推進していきます。そのため、計画の進行管理については、住民、関係団体、学識経験者、市、市社協等で構成する「(仮称)地域福祉計画推進委員会」を市と市社協で合同で設置し、社会情勢等の動向も十分に踏まえつつ、総合的な進捗状況の点検及び評価を年度ごとに実施します。

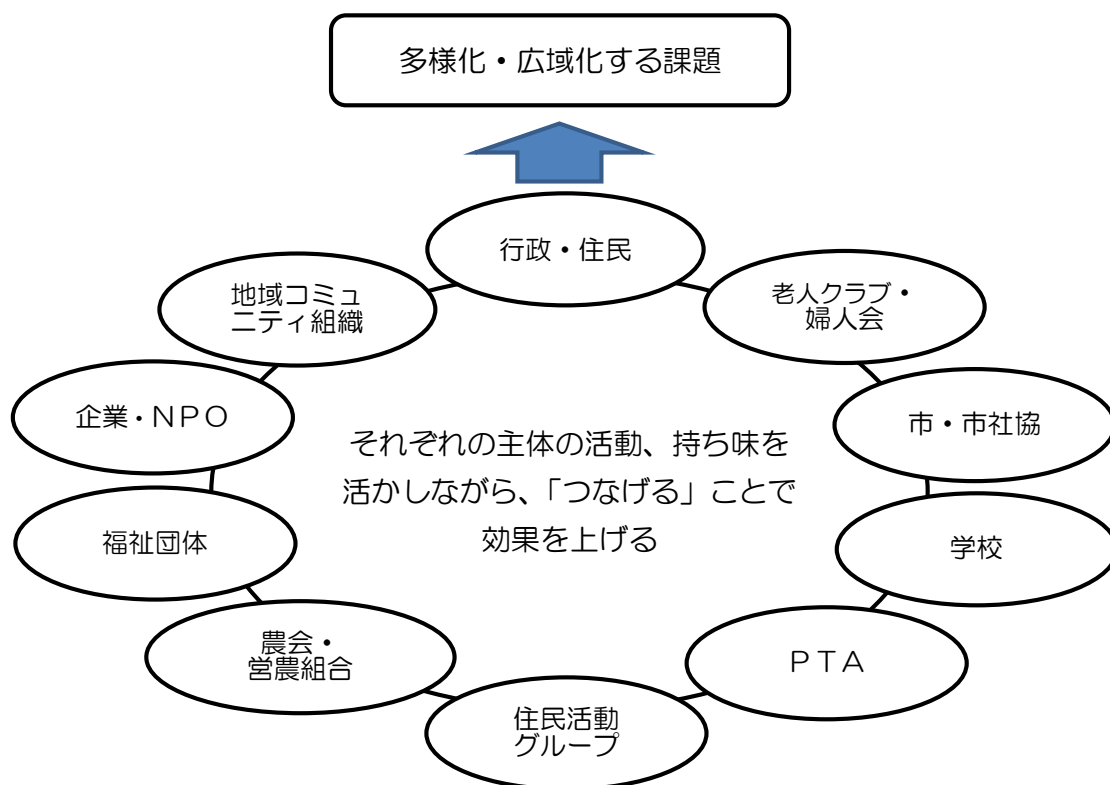
また、本計画は、行政計画である「地域福祉計画」と具体的な実施のあり方に関する計画である「地域福祉推進計画」を盛り込んだ内容であり、市関係各課において事業についての進捗状況確認や、地域活動の取組み状況についての把握等が必要となります。そのため、市が設置を予定している「(仮称)地域福祉推進部会」や、市社協が設置する「地域福祉推進委員会(旧市町域)」、「地域福祉部会(市全域)」を単位に、進捗状況の確認を行い、着実に計画を推進していきます。

【本計画の推進体制】



2 地域福祉活動をすすめる主体

地域福祉は、まちづくりの土台となる隣近所や行政区と地域コミュニティ組織等と市が連携・協働することで、大きく推進していくことを想定しています。多様化する住民ニーズや広域化する課題が増える状況の中で、従来の縦割りの関係から、横のつながりを重視した関係を築き、それぞれの主体の活動、持ち味を活かしながら効果をあげることが求められています。



3 地域福祉活動を支援する主体

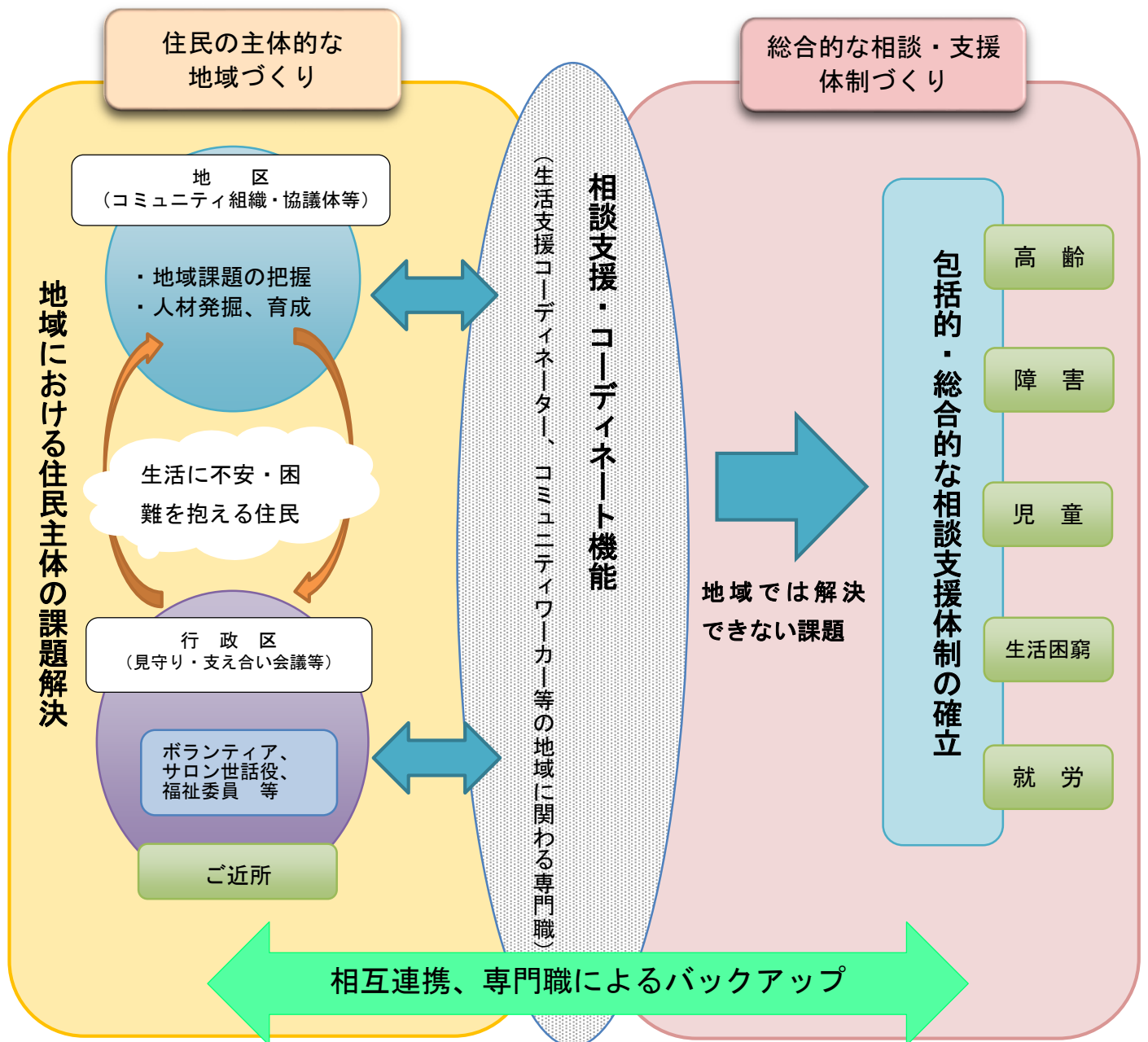
(1) 基本目標実現に向けた基本的な考え方

地域福祉活動の主体は住民ですが、生活支援コーディネーター、コミュニティワーカー等の地域に関わる専門職は、住民が地域活動に取り組んでいくための支援を行うことが必要です。

本計画においては、基本目標を「①住民の主体的な地域づくり」と「②総合的な相談・支援体制づくり」の2点を掲げており、住民による地域活動を基盤とし、地域では解決できない課題に対して、さまざまな専門職が相互連携によるバックアップを行います。

また、生活支援コーディネーターやコミュニティワーカー等の専門職が、ニーズの発掘や課題等の分析・調整等を、さまざまな住民、関係団体、関係機関とともに行っていくことが必要です。

■ 「住民の主体的な地域づくり」「総合的な相談・支援体制づくり」に向けた連携・協働のイメージ図

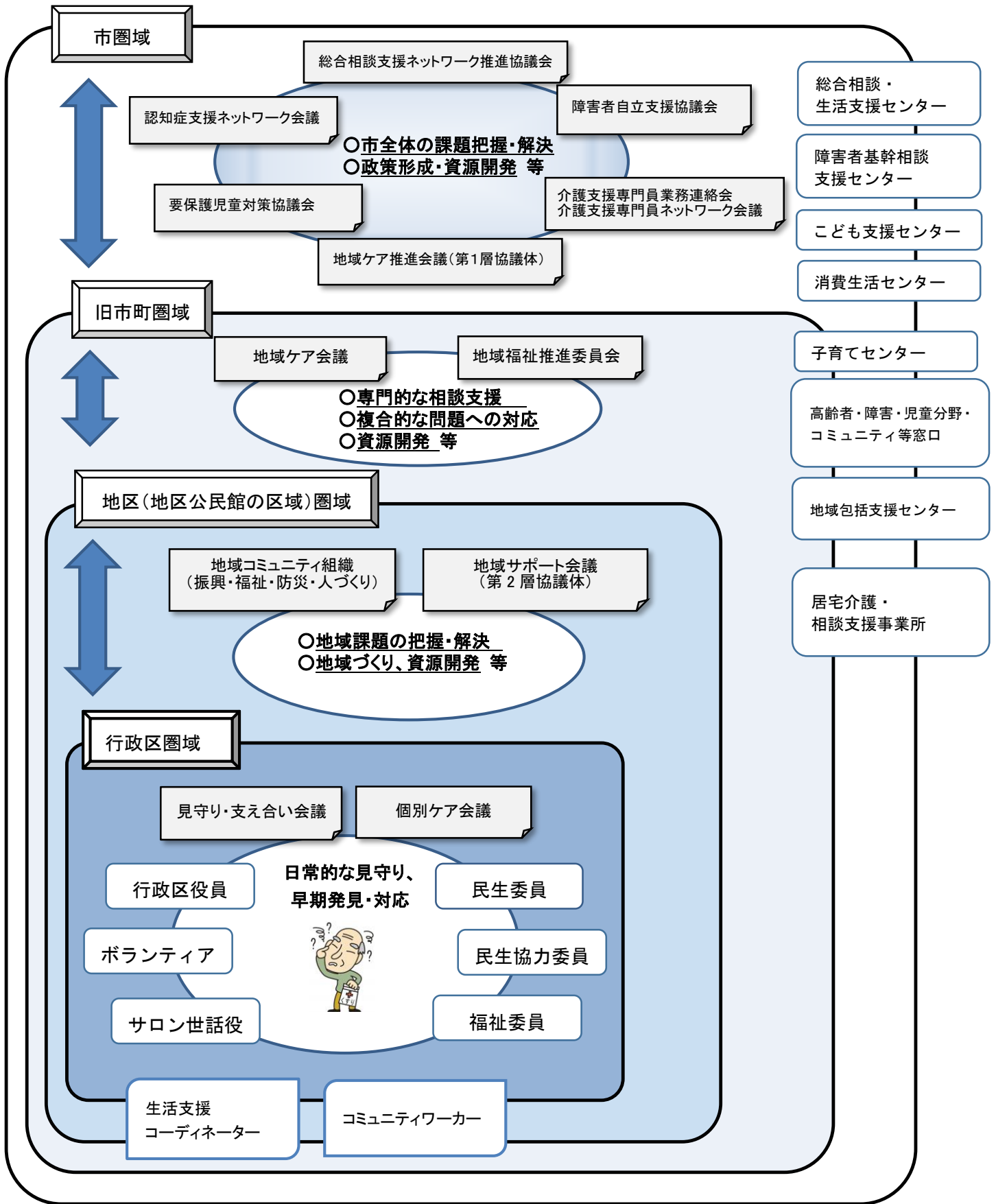


(2) エリア階層別の課題解決・サポート体制について

本計画では、地域における住民主体の課題解決や包括的な相談支援体制として、新たにエリア階層別の課題解決とサポート体制をすすめていきます。そのため、住民の地域福祉活動、課題解決に向けた取組みを専門職がしっかりとバックアップしていく体制づくり（重層的なネットワークづくり）を行います。

重層的なネットワークとは、ニーズの発見（入口）から、解決（出口）につなげるための住民、専門職、行政等のネットワークです。問題発生の場合であり、解決の場合である日常生活圏域で問題を受け止めるネットワークを出発点に、そこで解決できない問題を吸い上げるボトムアップ型のネットワークを各エリア階層につくりあげることで、地域課題の早期発見、早期対応を図ります。

■ エリア階層別の課題解決・サポート体制



一人ひとりがつながり ともに創る安心な地域 豊岡
 ~いのちへの共感に満ちた福祉のまちづくりに向けて~